

令和8年度 SUZUKA CITY

まちづくり

応援補助金

市民活動団体等が持っている公益活動への「想い」を形にし、
住みよいまちづくりにつなげることを目的とした
団体の公益活動の活動経費に対する補助金です。



交付額

最大 **30** 万円

※部門、コースにより交付額は異なります。

申請期日

まちづくり事業部門

令和8年3月31日(火)

協働事業部門

令和8年4月30日(木)

詳しい内容、
申請書ダウンロードは
こちらから



問合せ

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課

電話：059-382-8695

メール：

chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp

ファクス：059-382-2214

まちづくり事業部門

協働事業部門

▲ふみだそうコース

▲そだてようコース

▲さかせようコース

交付対象

市民活動団体等が行う本市または地域の課題解決のための公益事業

※市民活動団体等とは、NPOやボランティア団体、地域づくり協議会のことを指します。

市民活動団体等が行う本市または地域の課題解決のための公益事業で、発展性のある事業

市民活動団体等が鈴鹿市と協働で行う本市または地域の課題解決のための公益事業

交付額

5万円

20万円以内

※審査によって金額を決定します

30万円以内

※審査によって金額を決定します

補助率

交付対象経費の10/10以内

交付対象経費の9/10以内

交付対象経費の10/10以内

採択事業数

3事業程度

※1団体1事業まで

7事業程度

※1団体1事業まで

3事業程度

※1団体1事業まで

事業実施期間

交付決定日～令和9年2月28日（日）

※交付対象事業実施に係る交付対象経費についてもこの期間中に支払いを完了してください。

申請方法

- ・申請書類に必要事項を記入の上、直接持参または郵送で、鈴鹿市地域協働課またはお近くの地区市民センターへ提出してください。
- ・直接持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までです。
- ・郵送の場合は、申請期日までに必着とします。
なお、ファクスやメールでの提出は不可とします。

※申請される場合は、必ず募集要項をお読みください

※募集要項及び申請書類はチラシ表面に記載の二次元コードのリンク先から入手することができます

また、市役所本館1階市民ロビー、市役所本館4階地域協働課窓口及び男女共同参画センター（ジェフリーすずか）にも設置しています

